

3歳児発達検査の実施及び 5歳児健康診査の実施に向けた検討について

1 目的

子どもの心身の発達の遅れや発達障害の特性、生活習慣の課題などを早期に発見し、医療や療育へつなげるため、3歳児向けに発達検査を実施するとともに、5歳児健康診査の実施に向けた検討を行い、出産後から就学前までの切れ目のない支援体制の更なる強化を図る。

2 内容

(1) 3歳児発達検査の実施

ア 対象者宛て通知

令和8年4月以降に3歳6か月になる幼児の保護者宛てに順次通知を郵送する。

イ 保護者回答

保護者は回答期限までに通知に記載のWEBサイトへアクセスし、発達検査アンケートに回答する。

ウ 結果票の送付

回答期限から約1～2か月後に結果を保護者宛てに郵送する。

エ 3歳児発達相談

検査結果に基づき、任意で心理士などの専門職による3歳児発達相談を受けることができる。

(2) 5歳児健康診査の実施に向けた検討

令和9年度からの開始に向けて、区の地域性などに則した5歳児健康診査の実施方法を検討する。